

医療法人 徳新会

指定短期入所生活介護事業所

指定介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイさみどり

運 営 規 程

医療法人 徳新会

指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイさみどり 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳新会が開設したドラゴンクリニックに併設する指定短期入所生活介護事業所「さみどり」(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき要介護状態又は要支援状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じた自立したに地方生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図れるよう適切な短期入所生活介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。

3 事業運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村や地域の保険・医療・福祉関係者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 居宅介護サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供するものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連所法その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 ショートステイさみどり

住所 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田1番地3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員の員数、職種及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤 生活相談員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名(常勤 診療所との兼務)

(3) 生活相談員 2名(常勤 管理者兼務1名 介護員兼務1名)

(4) 介護職員 15名以上(常勤専従13名以上 非常勤専従1名以上 常勤兼務1名以上)

- (5) 看護職員 3名以上（常勤専従3名以上）
- (6) 機能訓練指導員 1名以上（常勤専従1名以上）
- (7) 栄養士 2名以上（常勤 調理員兼務2名以上）
- (8) 調理員 3名以上（常勤兼務2名以上 非常勤兼務1名以上）
- (9) 事務員 1名（常勤兼務）

2 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、理事長の命を受け事業所の管理及び業務の総括にあたるものとする。
- (2) 医師は主として、利用者の診療及び健康管理並びに施設全般の保険衛生指導業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう利用者並びに家族の各種相談業務の対応にあたるものとする。また、生活相談員は、事業所の短期入所生活介護の利用申込に係る調整、介護職員等介護に関わる職員の指揮・指導にあたるものとする。
- (4) 介護職員は主として、利用者の居室を中心とし、生活相談、介護（食事、入浴、排せつ、整容等）の業務に従事する。
- (5) 看護職員は主として、利用者に対する医師の診療の補助及び看護、並びに施設全般の保健衛生管理の業務に従事する。
- (6) 栄養士は、利用者に提供する食事管理及び食材納入業者への発注・調整等にあたるものとする。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者の機能回復、医事の指導及び訓練にあたるものとする。
- (8) 事務職員は、指定短期入所生活介護の事業に係る必要な事務を行うものとする。
- (9) 調理員は、利用者の食事の準備の業務に従事する。

（使用定員）

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

併設利用型 39名（多床室 32名、従来型個室 7名）

（短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

① 身体に関すること

排せつの介助

移動、移乗の介助

通院等の介助その他必要な身体の介護

② 入浴に関すること

利用者に対して、週に2回以上次の形態により必要な入浴サービスを提供する。

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

入浴介助サービス

1、衣類の着脱の介助

2、身体の清拭 整容 洗髪 洗身

3、その他必要な入浴の介助

③ 食事に関すること

栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に利用者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂において食事の提供および利用者の状況に応じた食事に伴う介助を次の形態により行うものとする。

- 1、準備 後始末の介助
- 2、食事摂取の介助
- 3、その他必要な食事の介助
- 4、特別な食事の対応

④ 生活のサービス

- 1、清掃
- 2、洗濯

⑤ 機能訓練サービス

利用者の日常生活に必要な基礎的なサービス及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換がはかれるよう各種サービスを提供する。

- 1、レクリエーション
- 2、行事活動
- 3、日常生活動作に関する訓練・生活自立支援
- 4、休養（養護）

⑥ 健康管理サービス

- 1、医師による観察
- 2、健康相談
- 3、かかりつけ医の往診・調整

⑦ 送迎に関すること

障害の程度、物理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- 1、移動 移乗動作介助
- 2、送迎

⑧ 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介助等に関する相談及び助言を行う。

- 1、日常生活訓練の相談、助言
- 2、日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- 3、その他必要な相談、助言

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定短期入所生活介護サービスの利用料は、法定代理受領サービスについては厚生労働大臣が定める額の1割または、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領サービス以外については、厚生労働大臣が定める額によるものとする。ただし、次にかかる費用については、別途に定める別紙「利用料金表」に基づき利用料の支払いを受けるものとする。

- 2 利用料の額は、事業所の見えやすい場所に掲示するものとする。
- 3 利用料の支払いは、現金又は、金融機関口座等により、指定期日までに受けるものとする。

4 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- 1) 滞在費 多床室 855円(1日あたり) 従来型個室1, 171円(1日あたり)
- 2) 日常生活費・教養娯楽費 実費
- 3) 食費(食単位)朝食306円、昼食453円、夕食686円。なお、食費について介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と合計食事金額のどちらか低い額とする。
- 4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要な費用
行事食(敬老会、夏祭り、寿司の日、バイキング等)1食 1,575円
- 5) 理美容代 実費
- 6) ドライクリーニング等、職員による洗濯以外の洗濯費用は、クリーニング店の種別料金表によりお支払いいただきます。(実費)
- 7) 持込の家電製品の電気料金は、種別料金表によりご請求いたします。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

6 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(緊急時等における対処方法)

第8条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 短期入所生活介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、5年間保存するものとする。

(通常を送迎の地域)

第10条 通常を送迎の実施地域は、三種町、能代市(旧二ツ井地区以外)、男鹿市(旧若美地区)、大潟村までの区域とする。

(秘密保持)

第11条 事業所の職員並びに職員であったものが、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族に関わる秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

2 事業所では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に努める。

3 利用者に施設サービスの変更があると認められた場合には、サービス担当者会議等において利用者又は家族等の個人情報を用いる場合がある。その場合には、利用者又は家族等に個人情報の使用に係る説明を行い文書により同意を得るものとする。

(苦情処理)

第12条 提供した指定短期入所者介護に関する利用者からの苦情にたいして、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他文書により報告する等必要な措置を講ずるものとする。

2 苦情の申立て方法は、事業所に設置している苦情受付窓口・居宅介護支援事業所・市町村の担当課・国民健康保険団体連合会等に口頭、電話、手紙、その他の通信方法により対応する。

3 事業所は、その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関して保健者が行う調査に協力するとともに保健者からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、その提供した施設サービスに関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(会計区分)

第13条 事業者は事業所ごとに経理を区分し、他事業と会計を区分する。

(身体拘束)

第14条 事業者及び職員は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ないと判断し、身体拘束を実施する場合は、解除することを目標に必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行い、必要な状況が解消した場合は速やかに解除する。

3 前項の緊急やむを得ない理由で身体拘束を行う場合は、事前に利用者又は家族等へ説明し、同意書による確認を行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（年4回）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。

(事故発生時の対応)

第16条 介護従事者は、利用者に事故が生じたときは、直ちに管理者に通報するとともに、その間必要に応じて利用者の処置・避難等の適切な措置を講じなければならない。介護等の提供により事故が発生した場合は、県、関係市町村、利用者の家族に速やかに連絡を行い必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(損害倍書)

第17条 利用者に対する短期入所生活介護の提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産の損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償するものとする。

(衛生管理及び職員の健康管理等)

第18条 事業所は介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意し、職員に対し伝染病等に関する基礎知識を習得に努めるとともに、年1回以上の件診断を受診させるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第19条 短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又は、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害に備え、年2回定期的に避難訓練・救出訓練等を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(サービス利用上の遵守事項)

第20条 利用者及び家族等は、次の各号に定める事項を遵守すること。

- (1) 建物、設備、備品等は、本来の用途に従い利用し、損傷しないこと。
- (2) 避難訓練等に積極的に参加し、防災意識の高揚に努めること。
- (3) 利用者に面会に来た場合は、面会時間を厳守する。ただし、緊急時はこの限りでないものとする。
- (4) 喫煙については、敷地内禁煙とする。
- (5) 飲酒については、他の利用者に迷惑行為等及ぼす場合は断るものとする。
- (6) 職員及び他の利用者に対して、自信の信心している宗教活動、政治活動、営利活動はしないこと。
- (7) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- (8) 緊急連絡について確実にとれること。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 指定短期入所生活介護の利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

火気の取扱いに注意すること。

けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

その他管理上必要な指示に従うこと。

(業務継続計画の策定)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止の対策)

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 階層別研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

3 この規定の定めるものの他、運営に関する重要事項は医療法人徳新会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は令和 5年 4月 1日から実施する。

この規定は令和 5年 10月 1日から実施する。

この規定は令和 6年 2月 1日から実施する。

この規定は令和 6年 10月 1日から実施する。